破産手続廃止

平成２４年（フ）第１３９４９号
東京都大田区東雪谷１丁目31－３－12
破産者　齋藤麻由美（旧姓山口）
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５６７号
東京都荒川区西尾久７丁目37番６号
破産者　協和リネンサプライ株式会社
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６２０９号
東京都世田谷区代田４丁目８番22号
破産者　有限会社マサデザイン
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６２１０号
東京都世田谷区梅丘１丁目38－２－302
破産者　箕輪　昌志
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５１５号
東京都港区白金１丁目25番２号　和田ビル１Ｆ
破産者　ＴＲＵＴＨ　ＪＡＰＡＮ商事株式会社
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５１６号
東京都港区白金１丁目15－25－108、開始決定時の住所東京都港区白金１丁目12－17－203
破産者　松永香代子
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５２８号
千葉県市川市香取２丁目14－16－202
破産者　大巻　一尋
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７３８号
埼玉県さいたま市南区文蔵４丁目28－６－201
破産者　篠塚　　衛
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９７１号
神奈川県相模原市中央区相模原２丁目３－13－510
破産者　佐藤　大輔
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１７２号
千葉県木更津市祇園３丁目13－１、開始決定時の住所千葉県木更津市清見台東１丁目17－10－202
破産者　川井　政徳（旧姓千葉・伊賀）
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４５２号
東京都足立区千住関屋町17－15－１－418
破産者　今城　圭悟
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６７８号
東京都葛飾区柴又７丁目８－10－103
破産者　石坂　明久
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７８０号
東京都町田市本町田2207　公社住宅ニ２－312
破産者　鈴木　正義
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９９２３号
東京都狛江市岩戸南３丁目４－17－Ｄ
破産者　飛田　利明
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９９２４号
東京都狛江市岩戸南３丁目４－17－Ｄ
破産者　飛田千奈津
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９９８５号
埼玉県久喜市上内478　わし宮団地１街区５棟501号
破産者　佐々木藤夫
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２３５号
東京都中野区丸山１丁目16番16－206号
破産者　有限会社インテリアキャビン
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２３８号
東京都江東区大島８丁目25番２号　新井ビル102
破産者　有限会社トミタソーイング
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２３９号
東京都江東区大島８丁目１－６－301
破産者　富田　治久
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２４０号
東京都江東区大島８丁目１－６－301
破産者　富田　好子
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２５１号
神奈川県厚木市金田372番地３－101号
破産者　東日本テック株式会社
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２５２号
東京都町田市本町田2533　公社住宅ハ１－406、開始決定時の住所福岡県福岡市博多区住吉２丁目21－12
破産者　清水　敬泰
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部